

第四百七十七回国
参議院經濟・産業委員会會議録第十四号

平成十二年五月九日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

四月二十七日

小川 敏夫君

補欠選任
藁科 満治君

四月二十八日

加納 時男君

補欠選任
片山虎之助君

五月一日

海野 義孝君

補欠選任
統 訓弘君

片山虎之助君

補欠選任
加納 時男君

出席者は左のとおり。

委員長

成瀬 守重君

理事

馳 浩君

委員

堀原 敬義君

委員

加納 時男君

委員

倉田 寛之君

委員

陣内 孝雄君

委員

須藤良太郎君

委員

保坂 三蔵君

委員

眞鍋 賢二君

委員

足立 良平君

委員

今泉 昭君

委員

木保 佳文君

本日(五月九日)の會議に付した案件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(成瀬守重君) ただいまから經濟・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、小川敏夫君及び海野義孝君が委員を辞任され、その補欠として藁科満治君及び統訓弘君が選任されました。

○委員長(成瀬守重君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。青木内閣官房長官。

○國務大臣(青木幹雄君) ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、我が國經濟社會の技術的な構造改革を図り、國際的に開かれ、自己責任原則と市場原理

に立つ自由で公正な經濟社會を実現していくために、規制緩和の推進とともに、公正かつ自由な競争を一層促進することにより、我が國市場をより競争的で開かれたものとするの観点から、競争政策の積極的展開を図ることとしていたしております。

その一環として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる私的独占禁止法の適用除外制度について、累次見直しを行ってきているところであります。このたび、電気事業、ガス事業等については、既に自由化が進められておりますことから、これらの事業に固有の行為に対する適用除外規定を廃止するとの結論が得られたところであります。

また、規制緩和と推進のための基盤的條件の整備の観点から、独占禁止法違反行為による被害者に対する民事的な救済手段を一層充実することが課題となつております。政府は、昨年三月末に閣議決定した改定規制緩和推進三カ年計画において、民事的救済制度について、平成十一年度中に結論を得ることを目指して検討を進めることとし、このたび、結論が得られたところであります。

今回は、これら独占禁止法の適用除外規定の廃止及び民事的救済制度の整備に係る改正を行うため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電気事業、ガス事業等に固有の行為に対する適用除外規定を廃止することとしたしております。

第二に、消費者、事業者等が、不公正な取引方法によつて著しい損害を受け、または受けるおそれがあるときは、みずから裁判所に差止め請求訴訟を提起して、不公正な取引方法の停止または

予防を求めることができるよう、新たに被害者による差止め請求制度を設けることとしたしております。

第三に、公正取引委員会の審決が確定した場合において、違反行為者が被害者に対して無過失損害賠償責任を負うという制度がありますが、現行の私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法に加え、事業者団体による競争の実質的制限行為など事業者団体の違反行為等をその対象として追加することとしていたしております。

なお、これらの改正は、電気事業、ガス事業等に固有な行為に対する適用除外規定の廃止については公布の日から一月を経過した日から、その他の改正については平成十三年一月六日から六月を超えない範囲で政令で定める日から施行することとしていたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(成瀬守重君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、実効性ある消費者契約法の早期制定に関する請願(第一二〇四号)

一、原発推進反対、脱原発への政策転換に関する請願(第一二〇七号)

第一二〇四号 平成十二年四月十九日受理

実効性ある消費者契約法の早期制定に関する請願

請願者 京都市伏見区横大路上一ノ浜町一六

櫻彰徳

紹介議員 山下 芳生君

規制緩和の進展により消費者の自己責任が強調されるのに伴い、消費者と事業者の間の構造的な格差を是正し、対等性を確保することが必要となつてゐる。また、消費者の権利の確立に有効な包括的民事ルールがなくては、消費者契約に係る紛争の多発が避けられないだけでなく、健全な経済活動の発展も阻害されかねない。よつて、消費者契約法を制定するよう求める。なお、同法の制定に加えて実効性を確保するため、消費生活センターなどの第三者紛争処理機関の充実及び団体による訴権・事前差止め請求権の検討も必要となつてゐる。

ついで、次の事項が消費者契約法案に反映されるよう実現を図らねばならぬ。

一、消費者と事業者の間の情報力及び交渉力等の格差を正すためのルールであることを明記すること。

二、すべての消費者契約を対象とし、適用除外を設けないこと。

三、重要事項に関する事業者の情報提供義務を明記すること。

四、事業者による重要事項の不実告知及び不告知並びに威迫・迷惑行為により契約を結んだ場合は契約を取り消せるようにすること。

五、取消権の行使期間は追認をすることができるときから一年以上とすること。

六、契約条項のうち、事業者が一方的に設定し、消費者にとって不当に不利益なものは無効とする一般条項を設けること。

七、二年後に法律の見直しを行う旨の規定を設けること。

第二一〇七号 平成十二年四月十九日受理
原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願
請願者 北海道旭川市東鷹栖一条二丁目

古川盛彦 外二十四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四八三号と同じである。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十二條を次のように改める。

第二十一条及び第二十二條 削除

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 損害賠償」を第七章 差止請求及び損害賠償に改める。

第二十一条及び第二十二條を削り、第六章中第二十三條を第二十一條とする。

第二十四條中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「すること」を「すること」に改め、同条第二号中「できること」を「すること」に改め、同条第三号中「有すること」を「有すること」に改め、同条第四号中「定められていること」を「定められていること」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四條の二第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第六項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十三條とする。

第七章 損害賠償を第七章 差止請求及び

び損害賠償に改める。

第七章中第二十五條の前に次の一條を加える。

第二十四條 第八條第一項第五号又は第十九條の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができ

る。

第二十五條第一項を次のように改める。

第三條、第六條又は第十九條の規定に違反する行為をした事業者(第六條の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第八條第一項の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

第二十五條第二項中「事業者」の下に「及び事業者団体」を加える。

第二十六條第一項中「後、又は」を「後」に、「審決が確定した後でなければ」を「審決(第八條第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する審決を除く。)が確定した後でなければ」に改める。

第四十八條の二第六項中「納付命令」の下に「(第八條第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する納付命令を除く。)」を加える。

第八十三條の次に次の二條を加える。

第八十三條の二 第二十四條の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができる。

前項の申立てをするには、同項の訴えの提

起が不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。)によるものであることを疎明しなければならぬ。

第八十三條の三 裁判所は、第二十四條の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。

裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、公正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の訴えが提起されたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べるることができる。

第八十四條の次に次の一條を加える。

第八十四條の二 第二十四條の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟法第四條及び第五條の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合に

は、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

一 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する

地方裁判所(東京地方裁判所を除く。)、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所又は高松地方裁判所、東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する

地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

三 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する

地方裁判所(名古屋地方裁判所を除く。)、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所

四 広島高等裁判所の管轄区域内に所在する

地方裁判所(広島地方裁判所を除く。)、東

京地方裁判所又は広島地方裁判所
五 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する
地方裁判所(福岡地方裁判所を除く。) 東

六 仙台高等裁判所の管轄区域内に所在する
地方裁判所(仙台地方裁判所を除く。) 東

七 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する
地方裁判所(札幌地方裁判所を除く。) 東

八 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する
地方裁判所(高松地方裁判所を除く。) 東

九 京地方裁判所又は高松地方裁判所
一の訴えで第二十四条の規定による請求を
含む数個の請求をする場合における民事訴訟
法第七条の規定の適用については、同条中

「前三条」とあるのは、「前三条及び私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八
十四条の二第一項」とする。

第八十七条の次に次の一条を加える。
第八十七条の二 裁判所は、第二十四条の規定
による侵害の停止又は予防に関する訴えが提
起された場合において、他の裁判所に同一又は

同種の行為に係る同条の規定による訴訟が
係属しているときは、当事者の住所又は所在
地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は
証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当

と認めるときは、申立てにより又は職権で、
訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判
所又は当該訴えにつき第八十四条の二第一項
の規定により管轄権を有する他の裁判所に移
送することができる。

第九十一条の二第十三号中「第二十四条の二
第六項」を「第二十三条第六項」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起
算して六月を超えない範囲内において政令で定
める日から施行する。ただし、第一条の規定

は、公布の日から起算して一月を経過した日か
ら施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律(以下「新法」という。)第二十
五条の規定は、次項に定めるものを除き、この
法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に

開始された行為について適用し、施行日前に既
になくなっている行為については、なお従前の例
による。

2 新法第二十五条の規定は、施行日前に開始さ
れ、施行日以後に終わった行為のうち施行日以
後に係るものについて適用し、当該行為のうち
施行日前に係るものについては、なお従前の例
による。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)
第三条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三
十七年法律第百三十四号)の一部を次のように
改正する。

第七条第一項中「及び第二十五条」を削り、
「第八章第二節」を「第二十五条及び第八章第二
節」に改める。

(たばこ耕作組合法等の一部改正)
第四条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条組
合の行為への適用除外」第一号及び第三号を
「第二十一条(組合の行為への適用除外)第一号
及び第三号」に改める。

一 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百
三十五号)第七号
二 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十
七号)第九号
(信用金庫法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第
一号」を「第二十一条第一号」に改める。

一 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十
八号)第七号第一項及び第二項
二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律
第百八十一号)第七号第一項及び第二項
三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百

四十一号)第八十条
(農業協同組合法等の一部改正)
第六条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第
一号及び第三号」を「第二十一条第一号及び第三
号」に改める。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三
十二号)第九号
二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二
百四十二号)第七号
(森林組合法の一部改正)

第七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六
号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十四条第一号」を「第二十二
条第一号」に改める。

第三十一条第二項及び第百四条第三項中「第
二十四条第三号」を「第二十二條第三号」に改め
る。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第八条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第
八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「第二十四条各号」を「第二十
二条各号」に改める。

三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百

平成十二年五月十二日印刷

平成十二年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局